

木曾三川流域大絵図に関する一考察

A Study on the Grand Maps of Kiso-Three-Rivers Basin

名古屋市博物館
Nagoya City Museum

鈴木 雅
SUZUKI, Masashi

Abstract

木曾三川流域大絵図として知られる二枚の絵図は、これまで宝暦治水以前と幕末期の河川環境を示すものとして紹介されてきた。しかし、絵図の内容を、関連する他の絵図や、治水担当者（川通役）の職務日誌である川通御用日記と併せて再検討すると、これらの絵図が高木家の川通役である三和六左衛門の手で、文政6年（1823）11～12月頃に作成された可能性が高いことが明らかになった。彼は、川通役としての職責を全うするために、木曾三川の地理を学ぼうとしてこの絵図を作成したものと思われ、これらの絵図は、治水行政における高木家および川通役の立場を象徴する資料として位置づけられる。

In the Takagi family documents, there are two maps of the Kiso Three Rivers basin. These have previously been described as illustrating the river environment before the Horeki era and during the late Edo period. However, upon analyzing the content of the maps, it has become evident that these were created by Miwa Rokuzaemon, the flood control official (Kawadori-yaku) of the Takagi family, around November to December of the year 1823. He crafted these maps with the intention of studying the geography of the Kiso Three Rivers to fulfill his responsibilities as a flood control official. These maps symbolize the position of the Takagi family and the Kawadori-yaku in the flood control administration.

Keywords

Takagi Family Documents（高木家文書）、flood control（治水）、early-modern maps（近世絵図）、The Kiso Three Rivers（木曾三川）

はじめに

本稿は、高木家文書として伝来し「木曾三川流域大絵図」と呼ばれている絵図について、その成り立ちを解明しようとするものである。

高木家は、近世に美濃国多良郷・時郷（現在の大垣市上石津町）に所領を有した旗本で、旗本でありながら参勤交代を行う交代寄合という存在であった。本家の西高木家（2300石）と分家の東・北高木家（各1000石）が多良郷宮村に隣り合って屋敷を構え、互いに協力しながら治政を行っていた。特に、笠松に陣屋を構えた美濃郡代（笠松代官）と共同して木曾三川の治水工事と河川管理に関わる「川通御用」を担ったことで知られている⁽¹⁾。

高木家が残した史料群のうち、西高木家に伝来したものは1949・1957年度に名古屋大学が購入し、附属図書館に「高木家文書」として収蔵されることになった⁽²⁾。そして1971年度より本格的な調査が始まり⁽³⁾、その成果は1977～82年度に刊行された『高木家文書目録』⁽⁴⁾としてまとめられた。高木家文書の総数は10万点にも上ると言われており、目録刊行後も現在に至るまで、残された未整理史料や、東高木家治水文書など関連史料の調査が続けられている。2005年度には高木家文書を中心とした木曾三川流域の歴史情報資源をウェブ公開する高木家文書デジタルライブラリーの公開が始まり⁽⁵⁾、2019年には32,756点が「交代寄合西高木家関係資料」として国の重要文化財に指定されている⁽⁶⁾。

この膨大な史料群はこれまで、古くは『岐阜県治水史』⁽⁷⁾の編纂に活用されるなど、木曾三川治水史の研究に大きく寄与してきた。本稿に関係する内容に絞ると、宝永元・2年（1704・05）に「宝永の取払い」と称される普請を実施し、水流を妨げる新田や竹木などの撤去を進めて水害の原因を解消しようとするようになった18世紀初頭が大きな画期として指摘されている⁽⁸⁾。

17世紀から高木家は、幕府が国役普請など臨時の普請を行う際には美濃郡代とともに奉行を務めてきたが、この宝永の取払いを機に木曾三川の監視・統制を担う川通掛としての役儀を獲得し、毎年年番の家が「川通役」と呼ばれる家臣を派遣して河道の巡視を行うようになった。ただし、明和3年（1766）には「小川」が美濃郡代の専管となり、高木家は美濃郡代と共同で木曾・長良・揖斐川下流の主要区間を管轄するのみとなっている⁽⁹⁾。

また近年では、高木家の主要な業務である毎年の川通巡見（「大川通宝永年中御取払場見分御用」「大川通出役」「大川通見廻」「大廻り」等と称された）の具体的な内容や、こうした川通御用を瑕疵なく遂行し高木家としての役儀を守っていくために、川通役たちが文書・記録の蓄積や収集を精力的に進めたことが明らかにされてきている⁽¹⁰⁾。

ところで、高木家文書の中には「〔木曾三川流域大絵図〕」という名称を付与された2枚の絵図が存在する（【絵図①・②】）。『高木家文書目録』の段階では年代表記はなされていないが、伊藤孝幸は【絵図①】を「宝暦治水以前に作成されたと考えられる」とし、網の目状に分流・合流を繰り返す木曾三川の流路や、養老断層の活動による濃尾平野構造盆地運動といった流域環境の説明に用いている⁽¹¹⁾。その後、平成13年（2001）に開催された名古屋大学附属図書館展示会「川とともに生きてきた」においても、【絵図①】が宝暦治水前、【絵図②】が幕末頃という年代推定がなされており、現在に至るまでこの理解が定着している⁽¹²⁾。

この理解は、宝暦4・5年（1754・55）の宝暦治水において築造された大樽川洗堰・油島喰違洗堰などの構造物や、河口部に広がる砂州・葭原の有無に基づいている。しかし河口部に注目すると、いずれの絵図も「御新開場」という表記で文政期に開発された源緑輪中・老松（松蔭）輪中（木曾岬町源緑輪中・桑名市長島町松蔭周辺）の範囲を示しているため、従来の見解には疑問が残る。

また、これらの絵図は「高木家が役儀に用いた絵図」として紹介されているが、絵図が役儀に用いられるというのは具体的にどのような事柄を指すのか、十分に検討されているわけではない。

近世の絵図は近現代の地図とは異なり、一定の縮尺に基づいて客観的に空間を表現するものではなく、立場や目的に応じて主観的に空間を表現するものである。近年の絵図研究の目覚ましい進展をふまえるならば、近世の絵図は、作者や作成過程、作成目的などを身分制社会という当時の社会秩序の

中に位置づけながら解釈することが求められる⁽¹³⁾。木曾三川流域大絵図についても、史料批判を行った上で改めて解釈し直す必要があるのではないだろうか。

そこで本稿では、木曾三川流域大絵図の内容を改めて検討するとともに、高木家の川通役が作成した川通御用日記から、川通御用における絵図の作成・利用方法や、文政期の高木家をめぐる状況を確認していくことで、この絵図の成り立ちを考えてみたい。

第1章 絵図の検討

【絵図①】と【絵図②】を検討するにあたって、他にも無視できない絵図が2点存在する。それは、同様の大型絵図で、美濃国全体および尾張国・伊勢国の一部を範囲として木曾三川流域を描いた【絵図③】と【絵図④】である。【絵図③】はひときわ巨大だが一見して未完成の下絵図であり、【絵図④】は大きさと内容、伝来から明らかに【絵図②】を転写したものとわかる。

【絵図④】は『尾張名所図会』の編纂に携わったことで知られる尾張藩士岡田啓（1780～1860）⁽¹⁴⁾の旧蔵品で、彼は「美濃国全図（美濃国郡県人跡路程図説）」の刊行や『新撰美濃志』の編纂も手がけているため、美濃の地理情報への関心からこれを入手したものと思われる。したがって、その原本である【絵図②】の物質的な成立年代は、どんなに遅くとも岡田の没年である万延元年（1860）を下ることはあり得ない。

また、【絵図①・②】が文政期の源緑輪中・老松輪中の開発と関連しているのであれば、その普請に関わって作成された【絵図⑤～⑦】も検討しておく必要がある。【絵図⑤～⑦】の成り立ちについては後述するが、ひとまずこれらの絵図の内容を比較したものが【表①】である。

源緑輪中と老松輪中はかつて木曾三川河口部に存在していた輪中で、後述するように、前者は「源六山」と呼ばれる葭山を、後者は横満蔵新田の南部に広がる附洲・遠干潟を文政7年（1824）に開発したものである。【絵図⑤・⑥】は、源緑輪中・老松輪中の範囲について、開発前の区画や地名を表記しているが、それに対して【絵図①～③】では同じ範囲を「御新開場」と表記したり、囲堤を示すように黒線で囲っていたりして、開発の対象区域であることが表示されている（【表②】）。【絵図⑦】は、当該範囲を朱線で囲い、内部の地名を表記していないので、両者の間の過渡的な位置にあると見なせる。

揖斐川下流の桑名宿付近には、巨大な中州である「十万山」が描かれている。十万山は佐屋路の舟路を妨げていたため享和元年（1801）に堀割が掘削されており⁽¹⁵⁾、どの絵図にもこの堀割が表現されていることから、この年以降に成立したことがわかる。

伊勢湾岸から木曾三川河口部にかけての新田にも注目してみよう。尾張国の沿岸部に注目すると、熱田付近まで描いている【絵図①～③】は、尾張国側では誤記も含めて概ね同じ地名を記載しているが、飛鳥新田以西では異同が見られる。特に注目されるのは、享和元年（1801）に竣工した熱田前新田が描かれていない一方で、同年に竣工した飛鳥新田は描かれている点である⁽¹⁶⁾。

この違いは、【絵図⑤～⑦】のいずれか、特に源緑・老松輪中の表記が【絵図②】と類似する【絵図⑦】を参照したことに基づくものと思われる。これらの絵図は飛鳥新田以西しか描いていないため、古い絵図の内容をこれによって更新すれば、飛鳥新田を境に景観年代がずれることになるからである。

飛鳥新田以西の記載を比較すると、飛鳥新田を記載せず宝永5年（1708）成立の大宝前新田を記載する【絵図③】が最も古く、一旦は一部これと同じ地名を記載しながら【絵図⑦】と同じ地名に修正した【絵図①】がそれに続き、初めから【絵図⑦】と同じ地名を記載している【絵図②】が最も新しいことがわかる。

【絵図①～③】をこのように順序づけると、それぞれの形状の違いにも納得がいく。最初の下絵図である【絵図③】は、非常にいびつな形状をしているが、よく見ると中央やや左に整然と料紙を貼り継いだ長方形が見られる。当初はここに絵図を描き始めたが、それでは足りなかったために徐々に周辺へと紙を継ぎ足し、絵図を拡張していったのである。

【絵図①】ではこれを長方形の枠に収めようと描き直しているが、それでも右下に紙を継ぎ足しているのは、最後のところで宮宿が収まりきらなかったからであろう。【絵図②】では海岸線の角度を調整することでこれを修正し、絵図全体をきれいな長方形の枠内に描き収めることに成功している。

このように各絵図の比較を通して、最初の下絵図である【絵図③】の段階から、【絵図⑦】を参照して改良した【絵図①】を経て、最終的に【絵図②】が作成されたことを明らかにした。【絵図①】と【絵図②】の違いは、作成年代や表現された景観年代の違いではなく、下絵図から清絵図に至る作成過程の段階差として理解すべきなのである。

それでは、これらの絵図はどのような背景において作成されたのだろうか。次章以降、川通御用日記の読解を通して検討していきたい。

第2章 川通御用日記絵図関係記事の検討

川通御用日記とは、高木家で川通御用を担当した「川通役」が作成した職務日誌である⁽¹⁷⁾。川通役は基本的に用人の職務分掌の1つだが、家老格に昇進しても引き続き務める場合もあった。定員は三家に一名ずつで、見習が附属する時期もある。なお、美濃郡代のもとにも堤方役とよばれる世襲の地役人がおり、川通役と共同して治水行政の実務を担った。

森彩乃の整理によれば、西高木家の場合享保17年（1732）～明治元年（1868）の川通御用日記が伝来しており、特に享保17年（1732）～宝暦10年（1760）には3年に1回年番を務めた年のものが、宝暦11年（1761）以降はほぼ毎年分が現存している⁽¹⁸⁾。

これら川通御用日記を通読していると、時折絵図に関する記事が現われるので、本章ではこれについて内容ごとに検討していく。ただし、村々から訴訟・訴願に伴って提出される絵図については、事例が膨大で、一般的な事柄でもあるから、ここでは触れない。

(1) 宝永の取扱いに由来する絵図

高木家は宝永の取扱い以来、「濃州国中川筋水行障取払候所々并勢州桑名川通・尾州熱田川通」の水行監視を担うようになっていたが、その際「川通取払場所之絵図帳・書物」を受け取っている⁽¹⁹⁾。

その後明和3年（1766）に高木家の管轄範囲が「木曾川通・長良川通・伊尾川通」に縮小されると、寛政2年（1790）には高木家の管轄から離れた地域の台帳・絵図が高木家から美濃郡代に引き渡されている⁽²⁰⁾。

この時、大川通に係る台帳・絵図は引き続き高木家で保管されているが、そのうち絵図は次の通りである。

【史料①】⁽²¹⁾

- 一、川通御取広願絵図壺冊 但、袋入
- 一、濃州・勢州・尾州川通村々絵図壺冊 但、袋入
- 一、伊尾川筋佐渡村より太田村迄絵図壺冊 但、袋入
- 一、長良川筋河渡宿より成戸村迄本巢郡小川筋絵図壺冊 但、袋入
- 一、濃州并勢州桑名川・尾州熱田川通村々絵図壺枚 但、袋入
- 一、美濃国一国絵図壺枚

単位が「冊」となっている絵図もあるが、これは【史料②】などとの比較から「枚」の誤りであることがわかる⁽²²⁾。

【史料②】⁽²³⁾

- 一、小川通御引戻シ御願一件二付御願書扣壺通・御口達書扣壺通・御勤書扣壺冊玄蕃様御用心ニ

為御持被成候二付、今日加藤江借遣候事

一、右同断ニ付大川通書類絵図為御持被遊候ニ付加藤より左之通借寄候
覚

一、宝永元年濃州村々取払榜示手形帳式冊

一、宝永二年濃州多芸郡・安八郡・本巢郡・厚見郡・中嶋郡・羽栗郡・方県郡・石津郡・濃尾州
海西郡・勢州多度郡・桑名郡堤猿尾改帳拾冊

一、伊尾川通佐渡村より太田村迄絵図壺枚袋入

一、長良川筋河渡宿より成戸村迄本巢郡小川筋絵図壺枚袋入

一、濃州并勢州桑名川尾州熱田川通村々絵図壺枚袋入

一、濃尾勢州川通村々絵図壺枚袋入

一、寛政二戌年改絵図袋入七枚

一、享和三亥年改三川立会絵図袋入式拾枚

右之通為御用心為御持被遊候事

これは、文化期に高木家が進めた「小川通御引戻シ」運動に関する記事である。高木家は文化10年(1813)に、明和3年(1766)に縮減された役儀の復活を幕府へ出願している⁽²⁴⁾。その翌年に西家当主高木修理(経貞)・北家当主高木玄蕃が江戸参勤を行う際に、当主が「御用心」のため手元に置いておく関係書類・絵図を貸借・共有しているのである。「御願書扣壺通・御口達書扣壺通・御勤書扣壺冊」を西家から北家に貸与しているのは、出願した文化10年(1813)は西家が年番だったからである⁽²⁵⁾。絵図類は【史料①】でも確認できる4点と、大川通出役のために寛政2年(1790)・享和3年(1803)に作成された絵図(後述)であり、これらが北家から西家に貸与されているのは、文化11年(1814)が北家年番の年⁽²⁶⁾であるためと思われる。高木家は川通御用に関して、年番の家が持ち回りで保管する「川通御用箱」⁽²⁷⁾を備えており、これらの基本的な絵図はそこに保管されていたはずである。

すでに先行研究でも紹介されている⁽²⁸⁾次の記事も確認しておこう。

【史料③】⁽²⁹⁾

一、鈴木十郎右衛門大廻り今朝出立いたし申候、右出役ニ付昨日左之通り差遣申候

一、造用金 貳百疋

一、舟印 壺ツ

一、寛政二戌年絵図袋入 一ツ

一、享和三亥年絵図袋入 一ツ

一、大川通猿尾一件帳面 十冊

一、濃勢尾州大絵図 一枚

但し袋入

右之通鈴木方江為持遣候事

八月廿七日大廻濟受取申候

文政5年(1818)8月17日に西家川通役の伊東幾右衛門が大川通出役に向けて先触を発送したところ、家老格の三和六左衛門(近義)⁽³⁰⁾が病に倒れて西家内部が人手不足となったため、伊東から翌年の年番である北家の川通役鈴木十郎右衛門に振替を依頼し、鈴木が代行で出役した⁽³¹⁾。その際、年番である西家の手元にあった舟印・絵図・書類を鈴木へ渡したのがこの記事である。猿尾帳や寛政2・享和3年の絵図がこの時点では西家に移動していることから、これらの資料がやはり年番が持ち回りで保管する「川通御用箱」に収納されていたとわかる。「濃勢尾州大絵図」とあるのは、【史料①・

②】に見える「濃州并勢州桑名川尾州熱田川通村々絵図」か「濃尾勢州川通村々絵図」のことを指すと思われ、それが「大絵図」と称されるような大型絵図であったことをうかがわせる。

文政7年（1824）閏8月には、堤方役より「宝永年川通御取払被仰付其御役所御扣絵図面之内伊尾川通海口迄并香取川・津屋川通之義御取払被仰付候箇所々委敷認メ有之候絵図」の借用依頼があり⁽³²⁾、「御年番附御用箱」に収納されていた「濃州并勢州桑名川尾州熱田川通村々絵図壺枚壺袋」と「伊尾川筋佐渡村より太田村迄之絵図一枚壺袋」が貸し出されている⁽³³⁾。なお、これに対して堤方役からの返信では「濃州・勢州桑名川・尾州熱田川通村々絵図、伊尾川筋佐渡村より太田村迄之絵図、当方役所ニ写御座候」⁽³⁴⁾とあり、実は笠松陣屋にも同じ絵図が保管されていたことがわかる。

さらに天保7年（1836）には美濃郡代から「享保年中より以前ニ相認候美濃一国絵図」「享保・宝暦之頃其外右年号ニも不抱年古キ方美濃一国絵図」の借用依頼があり、「御年番附美濃一国絵図」を「享保年之絵図」として貸し出している⁽³⁵⁾。

これらの記事を見ると、高木家には宝永の取払いやそれに続く享保期⁽³⁶⁾に作成された絵図が伝来しており、「川通御用箱」に収納して年番で保管していたことがわかる。これらの絵図は、毎年の大川通見廻に使用されるだけでなく、過去の河川環境を確認するために美濃郡代から閲覧を求められたり、役儀復活のお願いに際して当主が「御用心」のために手元に置くなどしていることから、18世紀前期に確立した木曾三川の河川秩序を表象し、高木家の川通掛としての立場を保証する意義も担っていたと言えよう。

(2) 大川通出役の基準図として作成された川通絵図

高木家の川通御用における最も基本的な業務として、先述した毎年の川通巡見（大川通出役）がある。これは堤外地に水流を妨げる竹木の生育や障害物の設置が見られないか巡視し、発見された場合は村方に撤去させるもので、基本的に高木家の川通役と笠松陣屋の堤方役が1名ずつ出張し、共同で実施した。

村々に障害物を撤去させるためには、川通役・堤方役と村の双方が依拠し、納得できる基準が必要である。理念的には宝永の取払いにおける実績がその基準となり、そのため前節で確認したように宝永期に作成された絵図が出役時に持参されたのであるが、年月を経て河川環境の変化が大きくなると、現実に即した基準を設定し直す必要が出てくる。そのため、高木家と美濃郡代は、新たに川通絵図を作成し、それをもって取払いの基準とすることを3回行ったことが知られている⁽³⁷⁾。ここでは、絵図の作成過程に注目して記事を確認してみよう。

(i) 寛政2年（1790）

大川通出役中の11月28日夜、川通役小寺助左衛門・加藤孫助と堤方役森川春右衛門・右田徳藏の「御用談」において「村々請印・墨引等申付可然」との申し合わせがなされた⁽³⁸⁾。翌日以降廻村先の村々に墨引絵図の提出を命じていくと、12月7～9日に森川・右田・小寺・加藤によって「下絵図伊尾川通之分五枚并長良川通大下墨引」が作成されている⁽³⁹⁾。この下絵図は笠松に引き取られ、清絵図を作成して翌春に多良へ送付する約束であったが、翌年2月5日に堤方役森川・田中源次が多良に来訪した際に完成していたのはまだ「伊尾川絵図」のみで、長良川の絵図は「追而仕立可申」という状況であった⁽⁴⁰⁾。その後完成した絵図は文化7年（1810）に西家川通役小寺牧太の要請によって高木家へ引き渡され、「御年番附御用箱」に収納されており⁽⁴¹⁾、現在も東高木家治水文書として伝わっている⁽⁴²⁾。

(ii) 享和3年（1803）

この年は東家が年番であるため西家の川通御用日記には詳しい記載は残っていないが、大川通出役に先だつて8月10日付の先触で「川通之規矩致忘却、都而取払方不行届」な村方が多く、近年美濃国では水害が頻発しているため、今回は「宝永年中取払場外ニ候共当時水行害ニ相成候場所」も含めて

取り扱うように命じ、さらに「最寄四五ヶ村宛申合、川通当時之形絵図面相仕立、廻村先江差出可被申」と通知されている⁽⁴³⁾。この先触を受けて、この年の8月20日～28日に実施された大川通出役において村々から絵図が提出されたものと思われる⁽⁴⁴⁾。

翌年7月9日、川通役は堤方役に対して、村々へ取払実施を予告する廻状に「去亥年并寛政二戌年相改候絵図面を以、不取払之村方於有之者致場所附遂吟味、巨細ニ為切取可申候」ように書き加えるように依頼し、さらに「去亥年村々より差出候絵図面当役所ニも一通取置申度奉存候間、去年差出候通之絵図面相仕立廻村先江差出候様廻状江御認加エ可被下候」とも依頼している⁽⁴⁵⁾。これに対して、笠松より7月21日に到来した返報において、もう一度村から提出させるのは重複になるため、昨年徴収した絵図の本紙を送付してもらえることになり⁽⁴⁶⁾、これ以降享和3年の絵図は高木家で保管されている。

東高木家治水文書に「〔伊尾川通当時有形絵図〕」として伝わる絵図⁽⁴⁷⁾はこのうちの一枚であり、そこには庄屋たちの署名・捺印が見られることから、享和3年川通絵図は村より提出された絵図が清絵図としてそのまま活用されていることが確認できる。

(iii) 天保10～13年 (1839～42)

第3次の絵図作成は、美濃郡代柴田善之丞の治水政策に伴って実施された。天保10年(1839)7月晦日に到来した堤方役の書状では「水害薄らき方」について老中から柴田へ沙汰があったとして「川筋并海口迄水行附洲等之様子善之状及見置度、右者此度急破御普請御用序一ト通見分被致候積」であることが通告され、「寛政・享和度之絵図面」の貸与も依頼している。あわせて、大川通出役に先だって事前の取払いを命じる廻状にも「入念取払方いたし候様書加」ることが提案されている⁽⁴⁸⁾。

実際に作成された廻状では、村々に対して「定例之事与心得違無之」ように忠告し、例年以上の厳格な取払見分を実施すると予告している⁽⁴⁹⁾。そしてこの年の大川通出役は、10月17日～11月5日に見分を行い、さらに11月20日～12月7日に再見分、12月19日～21日に再々見分を行っており、徹底した取払いが実施されたことがわかる⁽⁵⁰⁾。この時の成果について柴田は翌年「廻村序私も見及ひ候処、右切払ニ而も国所も違ひ候哉与申程ニ行届候義ニ御座候」と述べ、見違えるようだと言っている⁽⁵¹⁾。

なおこの間、10月19日に柴田より高木家に対して「水行薄らき方之儀、御用序見およひ候而、存寄之趣絵図」を調製したとして、協議のため堤方役棚橋瀬十郎・中嶋鈍次郎が派遣されている⁽⁵²⁾。この時高木家にもたらされた絵図は高木家文書に「濃勢尾州川筋絵図写」⁽⁵³⁾として伝来している。

翌年の大川通出役にあたっては、柴田より、前年の成果を継承していくため、新樹が生育し始める初夏の廻村(以降「大廻り」に対して「夏廻り」と称される)を実施し年2回の見分とすることと、絵図を作成することが提案された⁽⁵⁴⁾。そして、4月28日・29日付の川通御用廻状において、大川通の村々に対して「此度廻村ニ付而者、以来之取締方ニ川通取払絵図面取調候間、古絵図等所持いたし候村々ハ写取我等共廻村先江可差出候、所持無之村々ハ当時有形巨細取調置可差出候」と通知されている⁽⁵⁵⁾。

実際の出役は5月26日～6月13日に実施され、「取払跡改之絵図」を作成するとともに、村々より絵図面の徴収が進められているが⁽⁵⁶⁾、「此度大川通絵図八枚出来ニ付、御郡代御一覽之上御三所様江入御覽追而廻村之節持参、尚相改之上清絵図出来可致筈」との記述が見え⁽⁵⁷⁾、この時作成されたのはまだ下絵図であることが判明する。

これ以降、大川通村々へ取払いを求める川通御用廻状には「廻村之節去ル寛政二戌年・享和三亥年・天保十亥年相改候絵図面を以巨細吟味いたし」⁽⁵⁸⁾という文言が記載されるようになる。実際の絵図作成が天保11年(1840)になってから進められたことは明白なのだが、天保10年(1839)の取払結果を示すものという意味で「天保十亥年相改候絵図面」と称されたようである。

この年10月に行われた大川通出役では、西家川通役の三和六左衛門(義故)が「寛政・享和之絵図其外共例之通」の書類を持参し、堤方役原田弥右衛門が「天保十亥年之絵図」を持参したが、後者は

「いまた清絵図出来無之二付昨年之下絵図之俵」という状況であった⁽⁵⁹⁾。

この「清絵図」の完成は天保13年（1842）にずれ込む。同年8月7日付で堤方役より到来した書状には「兼而被仰聞候絵図之儀、認主少々眼病ニ而延引仕御氣之毒仕候、此段御断申上候」⁽⁶⁰⁾とあり、清絵図作成を委託していた「絵図師」が眼病のため、なかなか完成しなかったようである。その後同年11月になって「去ル天保十亥年大川通り御取払場嚴重取払被仰付候二付、右村々絵図面取之置候処、当年笠松ニおゐて絵図面清書出来」と清絵図の完成が確認でき、ねぎらいのため高木三家当主より堤方役筆頭の棚橋・森川・戸沢に炭十俵ずつ、絵図師に金300疋が贈られている⁽⁶¹⁾。

この時完成して高木家へ送付された清絵図8枚は、内容と枚数から見て、「木曾川取払絵図」「長良川取払絵図（上）・（下）」「伊尾川通取払絵図（壺）～（五）」として東高木家治水文書に伝わる8枚の絵図⁽⁶²⁾に比定できる。

このように、大川通出役のために三次にわたって実施された絵図作成の過程を見ると、いずれも流域の村々から取払い済みの現況を絵図にまとめて提出させていることは注目に値する。ここには、「山川田畑の出入」については、領主ではなく百姓が法的主体となる「百姓公事」の原則が確立した近世社会の特質⁽⁶³⁾が現われている。

また、絵図そのものの作成は美濃郡代側が主導していた。しかし高木家にとって、新しい河川環境を表現した絵図が創り出され、取払いの基準となることは、宝永の取払いに由来する絵図や書類を保管し、「川通之規矩」と称される河川秩序を守ってきた自家の存在意義を揺るがし兼ねない問題だったはずで、そのため、高木家では清絵図が自家の手で保管されることを求めたものと思われる。

(3) 普請所見廻御用に伴う絵図の作成

これまで見てきた絵図は、例年の取払いの基準となる絵図として年番で保管され、恒常的に使用された絵図だが、その一方で臨時の御用のたびに必要に応じて作成される絵図もあった。

高木家は木曾三川流域において幕府が実施する国役普請などに際して、三家当主が一名ずつ順番に出役して普請所を巡視する見廻御用を命ぜられるのであるが、その際事前に川通役が笠松陣屋へ出張し、情報収集を行うのが通例となっていた。特に、普請所が広域に及ぶ場合は、以下で見ると参考資料として御普請所絵図・人馬舟継場絵図の提供を要請することがあった。

享和元年（1801）に実施された「濃尾勢州川筋水行直・宮桑名渡海路其外御普請所」の見廻御用に際しては、前年9月に幕府より御用を命ぜられると⁽⁶⁴⁾、12月下旬に幕府勘定所の役人が到着したことを受け、正月17日より西家川通役小寺牧太・北家川通役加藤孫助が笠松陣屋へ出張し、情報収集を行っている⁽⁶⁵⁾。そこではあらかじめ高木家三家の間で協議の上で作成された問合書に基づいて質疑が行われているが、勘定所役人の動向や普請の内容・規模・日程を確認することに加えて、「此度御普請所之御扣絵図面御座候ハ、御貸被下度候事」「人馬船継場村絵図面御座候ハ、御貸被下度候事」という項目も見られ、それぞれ「是ハ郡代扣絵図面御座候間御貸可申候、御写可被成候」「是ハ扣絵図写為致進上可致候、道法も御座候」という回答を得ている。

「御普請所之御扣絵図面」は19日（日記では18日と誤記）に貸し出され、「御用掛御姓名御場所割定御旅宿附帳壺冊、水行直熱田・桑名渡海路其外御普請地元村々帳面壺冊、人馬船継場村絵図壺枚」は笠松側で作成した写が提供された。20日条には「昨日借用いたし候水行直其外宮・桑名渡海路御普請絵図面、右田弥三郎方ニ而加藤より絵之具借用写取候事」、21日条には「借用いたし候絵図写取漸相済候二付八ツ時過ぎ持参、御陣屋江罷出文次右衛門呼出致返戻」とあり、小寺は加藤から絵の具を借用しつつ自ら筆を執り、貸与された絵図を2日かけて転写したことがわかる。

残念ながらこのとき複写された絵図そのものは伝来していないが、残された袋⁽⁶⁶⁾には「御普請御場所写絵図面貳枚、人馬船継場絵図壺枚」とあり、普請場所絵図だけで2枚貸与・転写されたようである。おそらく絵の具を貸した加藤自身も筆を執り、二人で1枚ずつ写したのではないだろうか。

この後3月29日には、西高木家当主高木修理（貞臈）の見廻に向けて視察経路の村々に対して行程

を予告する先触が出され⁽⁶⁷⁾、4月2日～5日に見廻が実施されている⁽⁶⁸⁾。見廻に際しては、案内役の村役人に提出させた箇所附帳をもとに現場視察を行っており、絵図を参照している様子は確認できない。笠松で転写された絵図は広域を描いたものであるから、視察行程を計画する際などに参照されたのであろう。

もう一例、文化13年（1816）に実施された「濃勢尾州川々御普請」の事例を確認しておこう。この時は、前年12月3日に三家の川通役が協議して「問合書」を作成し、三家当主の決裁を得ているが、ここでもやはり「御普請所之御扣絵図面」や「人馬船継場絵図面」などの提供・転写許可を求める項目が見られる⁽⁶⁹⁾。

12月9日～15日には東家川通役富田仁兵衛と西家川通役小寺牧太が笠松へと出張している⁽⁷⁰⁾。10日に笠松へ到着し、美濃郡代松下内匠の元メ手代に問合書を提出すると、翌日「御普請絵図・継場絵図」が貸し出された。ただし、「継場絵図役所入用ニ御座候間、早速御写取可被下」と条件が付けられたので、「継場絵図」については即日写して返却している。

この時川通役が転写したものは東高木家治水文書として伝来しており⁽⁷¹⁾、それを見るとこの「人馬船継場絵図」とは、俵形の村形とそれを結ぶ朱線、村間の距離を示す注記のみで構成された簡潔な図面であることがわかる。

残る「御普請所之御扣絵図面」は13日ハツ半過ぎまで丸二日近くかけて写し、翌14日に返却している。なおその際に川通役は「三人中持場之分写取相済」と述べているが、実際にそこで写された絵図⁽⁷²⁾を見ると美濃国内の木曾三川支川はもちろん、遠方は伊勢国の宮川まで描かれており、明和3年（1766）に縮小された持場に留まらず、貸与された絵図をそのまま写しているようである。こうした機会は、笠松陣屋が保有する情報を吸収できる貴重な機会として貪欲に利用されたようだ。

このように、幕府が木曾三川流域において広域の普請を実施する際、高木家は情報収集のため笠松陣屋において御普請所絵図・人馬舟継場絵図という2種類の絵図を転写して手に入れていた。また、川通役が自ら絵の具を携帯し、絵図を作成する能力を有していたことは注目し得る。こうした絵図作成能力は堤方役も有していたことが確認でき⁽⁷³⁾、河川管理の実務担当者にとっては必須の能力だったものと思われる⁽⁷⁴⁾。

その一方で、実際の見廻出役時には、絵図ではなく村から提出された箇所附が参照されていた。笠松で複写された絵図は、見廻先で村々と対峙する際に根拠とされる公的なものではなく、高木家内部で使用されるものであった。そのため、取払いの絵図とは異なり、自前で複写して済ませることができたのである。

このように、川通御用日記には役儀のために絵図が使用・作成される様子が記されているのだが、本稿が問題とする木曾三川流域大絵図に関する記事は見出せなかった。そこで次に、源緑輪中・老松輪中の開発に関する記事を確認していこう。

第3章 源緑輪中・老松輪中の開発と高木家

(1) 文政7年（1824）の水行直・新開取立普請

源緑輪中・老松輪中は、木曾三川が運ぶ大量の土砂が河口に堆積していくことで形成された葭山・干潟が開発されたものである。こうした土地は川の流れに大きな影響を及ぼすため、広域にわたる合意形成がなければ開発を進めることはできず、高木家もその利害調整と許可に関与する立場にあった。

すでに文化4年（1807）3月には、高須輪中・七郷輪中・金廻輪中・本阿弥輪中・福束輪中・多芸輪中・立田輪中による「海口附洲字源六山新開場」の取払い願書が見られ、この頃から耕地開発・懸廻堤の築造が無許可で始められていたことがわかる⁽⁷⁵⁾。

この争論は複雑な経過をたどるので詳細は別稿に譲るが、文政3年（1820）になると、美濃郡代松下内匠が仲裁役に尾張国津嶋村庄屋兼惣年寄の渡邊新兵衛を抜擢したことで輪中間の調停が実現する⁽⁷⁶⁾。彼は、新田開発と引き換えに22ヶ所にも上る大規模な「水行直シ」の普請を提案したことで、河口部

の新田開発に反対していた諸輪中の説得に成功したのである⁽⁷⁷⁾。

この動きと対応するようにして、同年10月19日には堤方役から川通役に対して「大川通り宝永年中御取払絵図面」の借用が申し込まれた⁽⁷⁸⁾。この頃笠松陣屋において絵図を作成していたようで、翌月19日には松下内匠に派遣された手附・堤方役と、尾張藩の鵜多須代官所手代・郡方役人が高木家に来訪している⁽⁷⁹⁾。手附・堤方役は「絵図面・書付」を持参しており、その説明によれば、「此度木曾川・伊尾川通水行直シ之絵図面ニ普請ヶ所々附札致シ、尾州表役人より右御普請之書付一通差申候、尤絵図面ヶ所と書付之ヶ所と者少々相違所も有之候、右者此度堤方・御手附等内見之節つもり絵図面出来候」ということであるから、渡邊新兵衛の手による普請計画は絵図と書付にまとめられ、尾張藩を通して美濃郡代へと提案されていたこと、そして今回多良へ持ち込まれたのは、この書付と、美濃郡代側で計画を精査して改めて作成した絵図であることがわかる。

これに対して高木家当主は「上郷村々差障り等無之義二候ハ、水行直シ之義外存寄無之候」と回答し、水行直普請への同意を示している。そしてこの時の絵図・書付は、この年の年番である北家に保管されることになった。

【絵図⑤～⑦】には普請箇所を示す付箋が多数貼られているのだが、それはこの「木曾川・伊尾川通水行直シ之絵図面ニ普請ヶ所々附札致シ」という記述に対応する。さらに、高木家に伝わった【絵図⑥】と【絵図⑦】のうち、美濃郡代側にはほとんど同一内容の【絵図⑤】が「堤方扣」として伝わっていることから、【絵図⑥】がこのとき手附・堤方役から高木家へ渡された絵図、【絵図⑦】はその後高木家において【絵図⑥】を参照して作成されたものであることがわかる。

この交渉をふまえて同月、松下内匠は幕府勘定所へ「水行直御普請并新開取立」の命令を要請している。その後江戸での審議はなかなか進まなかったが、文政6年（1823）4月13日に「尾濃勢州川々水行直并勢州長嶋新田地先新開場見分」のために勘定前原八三郎らを派遣することが松下へ通達され、文政7年（1824）正月22日には前原らの見分結果をふまえて「尾濃勢州川々水行直」を「皆御入用臨時御普請」で実施すること、そしてその上で「勢州桑名郡長嶋新田地先新開御取立」を行うことが命じられた⁽⁸⁰⁾。

この間高木家には、前原らが流域村々の「障札」を済ませ、引き続き「新開場見分中」である文政6年（1823）10月6日になってようやく、松下から「兼而及御掛合置候儀ニ付御故障之筋者無之事二者存候得共、年数相立候儀ニ付為念及御問合候、御存寄有無御報被仰聞候様致度」と、この普請に対する見解の照会があった⁽⁸¹⁾。これに対して高木家は「御料私領川附村々故障無之候ハ、拙者共存寄無御座」としつつも、勘定所への伺書提出にあたって連絡がなかったことに不満を示し、この件が本来は高木家の「持場」に関する事柄であることを指摘して、川通役・堤方役立会で普請場所の見分を行いたいと要請している⁽⁸²⁾。この要請については、この年の大川通出役の際に普請場所の見分を兼ねることで落ち着いている⁽⁸³⁾。

文政7年（1824）正月晦日には、松下内匠より高木家に対して、松下が「尾濃勢州川々水行直御普請仕立中見廻并勢州長嶋新田地先新開場普請取締方御用」を拝命したことが通知され⁽⁸⁴⁾、さらに2月4日には、高木家江戸留守居よりの書状で「尾州・濃州・勢州川筋水行直御普請」の見廻御用を務めるように幕府より命じられたことが多良に伝わっている⁽⁸⁵⁾。しかし準備の間もなく、すでに勘定所役人が江戸を出発しており、吟味役下役・普請役は2月8日、勘定は2月10日に到着する予定であることが堤方役より知らされた⁽⁸⁶⁾。

2月11日には三家の間で対応を協議し、すでに最初の計画内容は承知しており、昨年の大川通出役において一通りの見分も行っている上、最早この段階では担当者が現場へ出役している可能性も考えられるため、通例のように笠松へ問合書を持参するのは取りやめ、書状で堤方役に問い合わせるのみとなった⁽⁸⁷⁾。当然、前章で見た絵図の借用・複写依頼はこの内容に含まれていない。

その後、西家当主高木修理（経貞）は3月28日に多良を出発して普請所の見廻を行い、4月3日に帰邑している⁽⁸⁸⁾。また、北家当主高木玄蕃は4月8日～12日⁽⁸⁹⁾に、東家当主高木内膳は4月13日～

15日⁽⁹⁰⁾に出役し、こうして文政7年(1824)の水行直普請に関する高木家の川通御用は幕を下ろした。

こうした経緯をふまえて絵図を観察すると、まず【絵図⑦】が源緑輪中・老松輪中の範囲を朱線で囲み、囲堤を表現している点が注目される。これは、両輪中の開発に向けた幕府勘定所の調査が進行していることが高木家に知らされた文政6年(1823)10月以降でなければ書かれることがないものである。

また、普請の見廻において、当初の計画から仕様の変更された箇所が確認できる点にも注目したい。ひとつは、石田村猿尾である。これは、木曾川の水を刎ねて佐屋川へ誘導するために築造されていた水制施設で、当初の計画では二番・三番・四番猿尾を延長するはずであったが、実際には予算不足のため四番猿尾は削減されていた⁽⁹¹⁾。もうひとつは、源六山と横満蔵新田の間の洲浚で、【絵図⑤】【絵図⑦】に見られる仕様では1400間となっているが(【絵図⑥】は当該の付箋が欠落)、実際には1541間の洲浚が行われている⁽⁹²⁾。見廻御用において確認された変更点が反映されていないとなれば、【絵図⑦】はこの見廻以前に作成されたものということになる。したがって、【絵図⑦】が作成された時期は、文政6年(1823)10月6日～翌年3月28日に絞られる。

ここで注意しなければならないのは、【絵図⑦】に附属する紙袋に「文政七甲申年」とある点である。この年紀を尊重すれば、【絵図⑦】は文政7年(1824)2月4日に見廻御用拜命の知らせが多良にもたらされてから、見廻の実施に向けた準備の一環として作成されたものと考えるのが自然である。しかしよく観察すると、この年紀のみ他の文字に比べて墨色が若干薄く、同じ時に磨った墨ではない、つまり後筆であることがうかがえる(【絵図⑦附】)。年紀を最初から記入できないのは、絵図の作成段階で普請がいつ着工するのかわからなかったからであり、そうであれば表題自体は文政6年段階で書かれていた可能性もあり得る。

(2) 西家川通役伊東幾右衛門の差控

この時期の西高木家の状況を確認したとき、理由は不明ながら文政6年(1823)11月20日に川通役伊東幾右衛門が「心得違之儀有之」として「差控」を命じられていることが注目される⁽⁹³⁾。この年の年番は西家で、ちょうど11月22日からの大川通出役が控えていたが、この影響で東家川通役の平塚七左衛門が代行している⁽⁹⁴⁾。

文政5年(1822)12月22日より西家川通役見習となっていた三和四郎太夫(旧名為司、後に六左衛門、諱は義故)は⁽⁹⁵⁾、この時伊東と連れだって初めての大川通出役を経験する予定だったが、東家川通役と西家川通役見習が一緒に出役すると、「内書も式行ニ相成」、つまり誰の家臣かという肩書きが二家分となり、先例との相違を堤方役から指摘されて不都合が生じるかもしれないと平塚に指摘された。北家川通役の鈴木十郎右衛門も「先例不慥成義」として反対し、結局三和の出役は見送られてしまった⁽⁹⁶⁾。

日記中に三和が抗議した様子は見受けられないが、彼は内心この件を気にしたらしい。同月三和が作成した「宝永年中御取払場村順扣」は大川通出役先の村々に宛てた廻状の写しで、三和が大川通出役に向けて準備していたものと思われるが、その後半は安永10年(1781)以降に川通役見習が他家の川通役とともに出役した事例を書き上げたものとなっている⁽⁹⁷⁾。また、彼が過去の記録を調査・整理した痕跡も見受けられる。中身は残っていないものの、「此袋之中之御書付類者宝暦二申年川々御普請之節私領方より出候下目論見与相見へ候、外御反古之中より見出し川通御用長持江納置候事」と書かれた紙袋が伝来しており、これは三和が文政6年(1823)12月に作成したものである⁽⁹⁸⁾。

この年の日記は11月21日に平塚が翌日からの大川通出役に向けて暇乞の挨拶に来た記事で途切れているため⁽⁹⁹⁾、これ以降年末までの情勢は不明だが、翌年正月の川通役年賀状に伊東も名を連ねていることから⁽¹⁰⁰⁾、彼の差控は年末までに解かれたようである。しかし実際に伊東の処分が解除されるまでは、間近に予測される「水行直御普請」の見廻御用をいかに勤め上げるかが三和にとって大きな課題だったはずである。三和は一連の経験から、川通役個人に問題が生じるとたちまち西家としての

役儀が滞ってしまう状態に危機感を抱き、特に川通役が「先例」を初めとする川通御用の各種知識を身につけておくことの重要性を痛感したものと思われ、彼がこの時期に過去の記録を調査・整理した意図はそこにあったと見るべきだろう。

こうした高木家内部の事情をふまえると、【絵図⑦】も三和が来たるべき水行直普請に備えて自身の経験不足を補うために作成したものと考えられる。文政6年(1823)は西家が年番であるから、年内であれば【絵図⑥】などが手元にあったはずである。翌年の年番に川通御用箱を引き渡す前に、西家の備品として手元に置き続けられる絵図を作成したのではないだろうか。見廻御用は三家が共同して遂行する任務であるにも関わらず、年番で保管する三家共有の絵図とは異なり紙袋に「西御奉行」と西家固有の所有物であることが明記されているのも、このことを裏付けているだろう。

そうであれば、【絵図⑦】を利用して作成された【絵図①・②】、そしてそれらの下絵図にあたる【絵図③】もまた、三和の関与の下で作成されたことが想定される。

(3) 三和四郎太夫(六左衛門)の筆跡

ところで、川通御用日記を通読していると、年代によって記事の書き方や筆跡に変遷が見られることに気づく。これは記主である歴代川通役たちの個性によるものである。なかでも三和は特徴的な筆跡を持つ人物のひとりで、一字一字の大きさや筆圧が比較的均質で、運筆も直線的で縦画・横画や折れ・止めの意識が強く、払いをあまり強調しない。

比較のために、三和と伊東の筆跡を並べたものが【表③】である。代筆の可能性に注意し、単独での出役時に出役先から多良に向けて出した先触を一例ずつ含めている。

各絵図についても、筆跡に注目して観察してみよう(【表④】)。こうして比較すると、一見して【絵図①・②・④・⑦】は同一人物の筆跡であることがわかり、「川」の字の一面目の折れ具合などから、三和の筆跡であると判断できる。下書き的性格の特に強い【絵図③】は楷書体ではなく草書体で書かれているため比較しにくい、やはり「川」の字の一面目が逆「く」の字形になっていて、これも三和の手によるものとわかる。

また、【絵図③】には少なくとも2種類の筆跡が確認できる(【表⑤】)。【絵図③】の特徴に、(A)作成途中で佐屋川・木曾川の川筋を大きく修正していること、(B)近世後期には基本的に使用例が見られない「熱田川」(木曾川のうち揖斐川合流以降の区間。河口部における干拓の進行や、揖斐川との合流地点に油嶋喰違洗堰が築造されたことで、次第にこの区間も木曾川と称されるようになったと思われる)・「仏師川」(大樽川の別名)といった河川名が見られ、場合によってはそれが訂正されていることの2点がある。そして(a)修正前の木曾川・佐屋川と古い河川名、(b)修正後の木曾川・佐屋川と新しい河川名では筆跡が異なり、【表②】と見比べると、(a)は伊東、(b)は三和の筆跡と判明する。つまり【絵図③】は、まず最初に伊東が下絵図を描き、それを引き継いだ三和が修正する形で作成されているのである。

こうした筆跡の観察結果に、前節で確認した当時の状況を加味すれば、これは来るべき出役に備えて木曾三川流域の地理情報を学習したいという三和の要望に応じて伊東が下絵図を提供したものと考えられる。そしてその後三和は、【絵図⑥】をもとに【絵図⑦】を作成するなど、高木家に蓄積された絵図を参照することで理解を深めつつ、【絵図③】→【絵図①】→【絵図②】と修正・描き直しを進めていった。このとき、熱田方面の内容については、前章で確認した、享和元年(1801)正月に笠松陣屋で小寺牧太・加藤孫助が転写した「濃尾勢州川筋水行直・宮桑名渡海路其外御普請所」の絵図を参照した可能性が考えられる。

こうして完成した木曾三川流域大絵図が備わることによって、西家では川通役が実際に木曾三川流域を往来する経験を積む以前に流域の地理情報を容易に把握することができるようになった。それまで川通役個人に付いていた知識が川通役という役に付く知識となり、安定して川通御用を務めていくための条件がひとつ整備されたと言えるだろう。

ところで、川通御用日記を読む限り、【絵図④】を所蔵していた岡田啓の周辺から高木家に絵図の提供依頼が申し込まれた形跡は見られないため、非公式の私的な依頼だったのではないかと思われる。そのルートとしては、遠山家・小笠原家など高木家と親戚関係にあった尾張藩士⁽¹⁰¹⁾や、多良来訪時に「縁者」として三和宅に立ち寄る堤方役の棚橋瀬十郎・中島鈍次郎⁽¹⁰²⁾などが考えられる。現段階では不詳であるが、尾張藩きっての蔵書家として知られる岡田啓の情報ネットワークの広がりという点でも興味深い。

いずれにしても、三和の立場からすれば、宝永の取払いなどに由来し、高木家の由緒を基礎づける絵図類や、歴代川通役たちが笠松陣屋で転写してきた絵図に比べれば、自身の手で作成した絵図は提供しやすいものだったはずである。したがって現段階の仮説としては、三和が何らかの私的な依頼に応じて【絵図②】の写しである【絵図④】を提供し、それが岡田の手に渡ったものと考えておきたい。

なお、【絵図④】の原本を閲覧したところ、題箋は三和の自筆であった。そこに書かれた「濃州・尾州・勢州大小川々絵図」という表題は、木曾三川流域大絵図に三和自身が付けた名前ということになる。

おわりに

宝永の取払いに由来する絵図や、寛政・享和・天保の三次に渡って作成された川通絵図は、「川通之規矩」と呼ばれる木曾三川流域の河川秩序を表現するもので、高木家にとっては川通掛としての自らの存在意義を基礎づけるものであった。また、幕府が公儀普請や国役普請として行う大規模普請においては、高木家は見廻御用を務めるために普請箇所の分布や交通情報を絵図という形で把握する必要があったが、それは幕府から自動的に与えられるものではなく、自ら能動的に行動しなければ手に入れることができないものだった。そのため、これらをめぐる動向については、川通御用日記に記録され、後世にその経緯を参照できるようにされた。

こうした絵図と異なり、木曾三川流域大絵図と称される一連の大型絵図は、川通御用日記にその成立や移動を記されることがない存在であった。それは、幕府勘定所や美濃郡代、そして流域の村々と対峙するなかで果たされる川通御用に直接用いられるものではなかったからである。

また、これらの絵図は高木家に蓄積されてきた複数の絵図を参照しているため、部分ごとに内容の年代が一定でなく、活用の際には注意する必要がある。

しかしだからといって、これらの絵図の歴史的価値が損なわれるものではない。

川通役は、当主が出役する見廻御用を除けば、基本的に1、2名で出役し、頼るべき同僚や参照できる資料がほとんどない中で、美濃郡代や流域の村々、時には幕府勘定所の役人と対峙しなければならなかった。彼らが木曾三川の地理や治水行政の履歴に関する知識を有し、それに基づき適切に行動するのでなければ、川通掛としての高木家は役儀を全うできないのである。そのためには、出役前の非公式な領域における勤勉な準備と学習が求められたことは想像に難くない。川通御用日記をはじめとする治水行政の膨大な記録が高木家文書として残されていること自体が、その証左とも言える。

木曾三川流域大絵図は、高木家の川通御用を下支えする、記録に残らない非公式の領域に属する絵図なのであり、そうした視点でこれらの絵図を眺めると、ここには川通役が身につけなければならなかった木曾三川流域に関する空間認識の到達点と限界が表現されていることが理解される。こうした学習の成果、そして学習しようという姿勢によって、三和はこの後慶応2年（1866）に病死するまで足かけ45年も川通役を務め上げることができたのである⁽¹⁰³⁾。木曾三川流域大絵図は、近世後期の治水行政における高木家および川通役の立場を象徴する資料のひとつと言えるだろう。

(付記)

本稿は、近世史研究会2023年3月例会において報告した内容の一部を大幅に増補・修正したもので、当日は参加者の皆さまより有益なご指摘・ご批評をいただいた。また、史料の閲覧・掲載については、

愛知県公文書館、岐阜県歴史資料館、名古屋大学附属図書館、西尾市岩瀬文庫、そしてご所蔵者・ご担当者の皆さまのご高配を賜った。名古屋大学附属図書館が高木家文書デジタルライブラリーを公開していることも感謝に堪えない。ここに記してお礼申し上げる。

【表①】各絵図内容比較表

	絵図①	絵図②	絵図③	絵図④	絵図⑤	絵図⑥	絵図⑦	備考
資料名	[木曾三川流域大絵図]	[木曾三川流域大絵図]	[木曾三川流域大絵図]	〔濃州尾州勢州〕 大小川々絵図	水行直御普請并 海口新開場絵図	〔三川流域普請目論見 絵図〕	尾濃勢州川々水行直 御普請絵図	
資料番号	高木E-3-1-6271	高木E-3-1-6267	高木E-3-1-6268	西尾市岩瀬文庫所蔵 寅-158	岐阜県歴史資料館所蔵 美濃郡代笠松陣屋 堤方役所文書2.01-78-5	東治水132-21	高木E-3-(1)-2900	
法量 (cm)	198.3×153.1	193.3×155.4	394.5×282.1	192.5×154.6	158×86	164.5×93.0	159.4×93.4	
装丁	未装	掛幅装	未装	畳み物	未装	未装	未装	
源緑輪中	御新開場	源六山御新開場	(後筆)「文政七甲申年 御新開」源六山	源六山御新開場	長島領土取場・源六 山・源六山杭外・源六 山下附洲・白鷺亡所 跡・大智院山・松永亡 所跡・太郎二山・豊八 山など	長島領土取場・源六 山・源六山杭外・源六 山下附洲・白鷺亡所 跡・大智院山・松永亡 所跡・太郎二山・豊八 山など	地名無し (朱線で囲われる)	文政7年(1824)開発
老松輪中	御新開場	御料叢生・桑名領叢生	桑名領叢生	御料叢生・桑名領叢生	桑名領叢生・御料叢 生・横溝蔵波除・波除 杭外・冥加米場	桑名領叢生・御料叢 生・横溝蔵波除・波除 杭外・冥加米場	地名無し(朱線で囲わ れる)・桑名領叢生	文政7年(1824)開発
十万山	堀割あり	堀割あり	堀割あり	堀割あり	堀割あり	薄く堀割あり	堀割部分に航路を示す 点線あり	享和元年(1801)堀割
伊勢湾 沿岸部 地名	記左衛門新田 (=紀左衛門新田)	記左衛門新田 (=紀左衛門新田)	—	記左衛門新田 (=紀左衛門新田)	—	—	—	宝暦4年(1754)開発
	宮宿	宮宿	—	宮宿	—	—	—	
	大古新田 (=土古山新田)	大古新田 (=土古山新田)	大古新田 (=土古山新田)	大古新田 (=土古山新田)	—	—	—	元文4年(1739)開発
	甚兵衛後	甚兵衛後	甚兵衛後新田	甚兵衛後	—	—	—	寛延3年(1750)開発
	七嶋	七嶋	七嶋新田	七嶋	—	—	—	天明8年(1788)開発
	五兵衛新田	五兵衛新田	五兵衛新田	五兵衛新田	—	—	—	寛政9年(1797)開発
	弥一新田	弥一新田	弥一新田	弥一新田	—	—	—	寛政9年(1797)開発
	西嶋田	西嶋田	西嶋田	西嶋田	—	—	—	西福田新田の誤りか 寛永20年(1643)開発
	鱈江	鱈江	鱈江新田	鱈江	—	—	—	寛永13年(1636)開発
	鍋蓋	鍋蓋	鍋蓋新田	鍋蓋	—	—	—	享保12年(1728)開発
	海屋・竹田村(宝川部 分に押萩村あり)	海屋・竹田・押萩	海屋新田・竹田村	海屋・竹田・押萩	—	—	—	竹田・押萩：正保4年 (1647)、海屋：元文6 年(1741)開発
	飛嶋	飛嶋	大宝前新田・大宝村	飛嶋	飛島	飛島	飛島	大宝前新田：宝永5年 (1708)、飛島新田：享 和元年(1801)開発
	三稲 (九郎次を訂正)	三稲	九郎次山	三稲	三稲	三稲	三稲	文化8年(1811)開発
	境新田	境新田	—	境新田	境新田	境新田	境新田	文化8年(1811)開発
	川先 (豊崎を訂正)	川先	豊崎	川先	川先	川先	川先	
	川先 (豊崎を訂正)	川先	福崎	川先	川先	川先	川先	文化10年(1813)開発
	豊崎 (松永を訂正)	豊崎	松永新田	豊崎	豊崎	豊崎	豊崎	宝暦2年(1752)再開 発
	福崎 (雁ヶ地附を訂正)	福崎	—	福崎	福崎	福崎	福崎	寛保2年(1742)再開 発
	雁ヶ地臨附 (鳥ヶ地を訂正)	雁ヶ地臨附	鳥ヶ地臨附新田	雁ヶ地臨附	雁ヶ地臨附	雁ヶ地臨附	雁ヶ地臨附	宝暦5年(1755)開発
	白鷺臨附 (臨附を追記)	白鷺臨附	白鷺臨附新田	白鷺臨附	白鷺臨附	白鷺臨附	白鷺臨附	
	横枕新田	横溝蔵	横枕新田	横溝蔵	横溝蔵	横溝蔵	横溝蔵	宝暦7年(1757)再開 発
	赤須賀	赤須賀	赤須賀	赤須賀	赤須賀	赤須賀	赤須賀	慶安4年(1651)開発
貝須	貝須	濱ノ地蔵	貝須	貝須	貝須	貝須		
大貝須	大貝須	—	大貝須	大貝須	大貝須	大貝須		
福本	福本	—	福本	福本	福本	福本		
福岡	福岡	—	福岡	福岡	福岡	福岡		
大平	大平	—	大平	大平	大平	大平		
その他	付箋に朱文方印「多羅 高木」			表紙題箋「〔濃州／尾 州／勢州〕大小川々絵 図 巻面」・表紙識語 「一葉書屋蔵」・本紙余 白識語「文圃岡田康礼 所持」	普請箇所の付箋あり 外題「水行直御普請并 海口新開場絵図 堤方 扣」	普請箇所の付箋あり	普請箇所の付箋あり 紙袋「〔尾ノ濃ノ勢〕 州川々水行直御普請 絵図 巻〔欠損〕文 政七甲申年 西御奉行 〔欠損〕」	

※伊勢湾沿岸部地名の開発年次は、『名古屋叢書続編第四巻尾張御行記(一)』(名古屋市教育委員会、1954年) p.190、『名古屋叢書続編第七巻尾張御行記(四)』(名古屋市教育委員会、1968) p.346～350、菊地利夫『新田開発 改訂増補』(古今書院、1977) p.128、伊藤重信『長島町誌 上』(長島町教育委員会、1974年) p.303・304、近藤幸・平岡潤編『桑名市史 本編』(桑名市教育委員会、1959年) p.785、『木曾町町史(木曾町町史改訂版)』(木曾町役場、1998年) p.21～23、『飛島村史 通史編』(飛島村役場、2000年) p.79、愛知県海部郡十四山村編集・発行『十四山村史』(1967年) p.5を参照した。

注

- (1) 石川寛「旗本高木家の歴史」(同編著『古文書・古絵図で読む木曾三川流域』風媒社、2021年)など。
- (2) 伊藤孝幸「高木家文書調査報告(補遺の二)」(『名古屋大学古川総合研究資料館報告』8、1992年)。以下本稿で「高木家文書」と記すのはこの史料群を指す。
- (3) 名古屋大学附属図書館高木家文書調査室『高木家文書調査報告Ⅰ』(1972年)。
- (4) 名古屋大学附属図書館高木家文書目録刊行調査室編『高木家文書目録』巻一～巻五(名古屋大学附属図書館、1978～83年)。
- (5) 秋山晶則「木曾三川流域における歴史情報資源調査(2005年)」(『名古屋大学附属図書館研究年報』4、2006年)。同デジタルライブラリーの現在のURLは次の通り。https://libdb.nul.nagoya-u.ac.jp/infolib/meta_pub/G0000011Takagi (2024年1月14日最終閲覧)。なお本稿では、史料の出典を表記する際に、名古屋大学附属図書館所蔵高木家文書は「高木」、名古屋大学附属図書館所蔵東高木家治水文書は「東治水」と略記し、それぞれ請求番号と高木家文書デジタルライブラリーで公開されている画像データのコマ番号を記載する。
- (6) 『官報』令和元年(2019)7月23日付号外第73号。
- (7) 岐阜県編集・発行『岐阜県治水史』上・下(1953年。のち大衆書房より1981年復刊)。
- (8) 原昭午「一八世紀初頭的美濃における治水問題」(地方史研究協議会編集・発行『東海地方史の展開』1962年)など。
- (9) 前掲注(8)原論文、秋山晶則「旗本交代寄合高木家の治水役儀をめぐって」(『名古屋大学博物館報告』16、2001年)など。
- (10) 森彩乃「交代寄合高木家の川通御用における文書のライフサイクル」(『名古屋大学附属図書館研究年報』14、2017年)、拙稿「川通御用日記と三和六左衛門」(名古屋市博物館編集・発行『特別展 治水・震災・伊勢湾台風』2019年)、石川寛「川通掛高木家の川通巡見」(『名古屋大学附属図書館研究年報』18、2021年)。
- (11) 伊藤孝幸「近世における木曾三川流域での治水」(『岐阜史学』88、1995年)p.2・3。
- (12) 名古屋大学附属図書館編集・発行『川とともに生きてきた』(2001年)p.4、名古屋大学附属図書館研究開発室編『旗本高木家と木曾三川流域治水』(名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室、2019年)p.4・5。
- (13) 杉本史子ほか編『絵図学入門』(東京大学出版会、2011年)、杉本史子『絵図の史学』(名古屋大学出版会、2022年)など。
- (14) 岡田啓については、名古屋市博物館編集・発行『尾張史料のおもしろさ 原典を調べる』(2004年)など。
- (15) 「川通御用手日記」享和元年(1801)3月7日条(高木E-3-(1)-2570-118コマ)。
- (16) 名古屋市編『名古屋市史 人物篇 第一』(川瀬書店、1934年)p.247、飛鳥村史編さん委員会・飛鳥村史調査編集委員会編『飛鳥村史 通史編』(飛鳥村役場、2000年)p.79。
- (17) 実際には「川通御用手日記」「川通御用留」など年代や記主によって若干の相違はあるが、本稿では一律に川通御用日記と称する。
- (18) 前掲注(10)森論文p.47・48。
- (19) 前掲注(9)秋山論文p.108、「覚(川通巡見につき伺書および勘定所回答書)」(高木E-1-(1)-1)。
- (20) 前掲注(10)森論文p.38・39。ただし、翌寛政3年(1791)4月晦日付の美濃郡代元メ手代百々彦一書状によれば「先達而御貸被下候宝永年中川通取払書物之義、未取調中ニ付堤方役所ニ御預り置候」とあり、当初笠松側は返却するつもりであったことがわかる。しかしこれに対して5月13日に高木家側が「小川附古形帳本紙并絵図」を「先達而御引渡申置候」、その他に別件で貸与

していた藪川通の絵図一枚・榜示杭帳一冊を「御見合相済候上追而御返戻可被成候」と整理して返信しており、そのために「小川附古形帳本紙并絵図」が笠松で保管されることになったものと思われる（「川通御用手日記」高木E-3-(1)-2525-112～117コマ）。高木家側の対応は不審で、ただの行き違いである可能性もあるが、検討の余地がある。

- (21) 「濃州勢州尾州大小川々古形帳引分ケ控」（高木E-3-(1)-2530-45・46コマ）。
- (22) この目録は文政8年（1825）に当時の西高木家川通役見習である三和六左衛門（義故）が写したもので、美濃郡代に引き渡した「小川付古形帳本紙并絵図」と、「此方ニ残置候分」である「大川付」の書類と絵図を書き上げている。このうち「小川付古形帳本紙并絵図」の目録は美濃郡代側にも同じものが伝わっており（「濃州勢州小川通古形帳并絵図惣目録」岐阜県歴史資料館所蔵美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書2.00-7-1）、比較すると美濃郡代側の目録では「枚」となっている絵図が三和の目録では「冊」となっている場合がある。そのため、三和の目録にしか記載のない絵図でも「冊」となっているものは「枚」の誤記であると思われる、【史料①】よりも【史料②】のほうが信頼性が高いと言える。
- (23) 「川通御用手日記」文化11年（1814）3月20日条（高木E-3-(1)-2692-61・62コマ）。
- (24) 前掲注（9）秋山論文p.112・113。
- (25) 「川通御用手日記」文化10年（1813）正月条（高木E-3-(1)-2673-265コマ）。
- (26) 「川通御用手日記」文化11年（1814）正月条（高木E-3-(1)-2692-2コマ）。
- (27) 前掲注（10）森論文p.40。
- (28) 前掲注（10）森論文p.44。
- (29) 「川通御用手日記」文政5年（1822）8月18日条（高木E-3-(1)-2893-109コマ）。
- (30) 「〔御家中士帳并御役付〕」（高木C-1-(3)-15-1コマ）。年齢や名乗りの継承関係からみて、本稿で度々登場する三和四郎太夫（六左衛門）義故の父と思われる。
- (31) 「川通御用手日記」文政5年（1822）8月17・18日条（高木E-3-(1)-2893-108・109コマ）。
- (32) 「川通御用手日記」文政7年（1824）閏8月2日条（高木E-3-(1)-2897-216コマ）。
- (33) 「川通御用手日記」文政7年（1824）閏8月6日条（高木E-3-(1)-2897-219～221コマ）。
- (34) 「川通御用手日記」文政7年（1824）閏8月19日条（高木E-3-(1)-2897-222・223コマ）。
- (35) 「川通御用日記」天保7年（1836）8月27日条（高木家文書E-3-(1)-3153-205～229コマ）。
- (36) 享保2年（1717）に美濃郡代辻六郎左衛門と高木家の連名で再び取払普請の実施を幕府に提案している。原昭午「近世の治水」（木曾三川流域誌編集委員会・社団法人中部建設協会編『木曾三川流域誌』建設省中部地方建設局、1992年）p.305・306。
- (37) 前掲注（10）森論文p.43、前掲注（10）石川論文p.29。
- (38) 「川通御用手日記」寛政2年（1790）11月28日条（高木E-3-(1)-2525-82コマ）。
- (39) 「川通御用手日記」寛政2年（1790）12月7～10日条（高木E-3-(1)-2525-84コマ）。
- (40) 「川通御用手日記」寛政3年（1791）2月5日条（高木E-3-(1)-2525-85・86コマ）。
- (41) 「川通御用手日記」文化7年（1810）9月19日条（高木E-3-(1)-2651-85コマ）。
- (42) 東治水132-22～28。
- (43) 「川通御用手日記」享和3年（1803）8月10日条（高木E-3-(1)-2577-182～185コマ）。
- (44) 「川通御用手日記」享和3年（1803）8月19～28日条（高木E-3-(1)-2577-188～190コマ）。
- (45) 「川通御用仮手日記」文化元年（1804）7月9日条（高木E-3-(1)-2582-143～145コマ）。
- (46) 「川通御用仮手日記」文化元年（1804）7月21日条（高木E-3-(1)-2582-147～149コマ）。
- (47) 東治水216-3-3。
- (48) 「川通御用手控」天保10年（1839）7月晦日条（高木E-3-(1)-3199-90～93コマ）。なお、ここで「御用序」とあるのは、柴田善之丞の前任の野田斧吉が高木家に無断で河口部の新田開発を進めたために、高木家が野田を非難する抗議文を幕府勘定所に提出し、それが野田の死を招く一因

になったという事件（前掲注（9）秋山論文p.115）が関係している。柴田は同じ轍を踏まないように「御立会場之義ニも有之候間為念及御通達」と高木家との立会場であることに配慮を示し、かつ御用のついでという理由を付けることで、独自の調査を行うにあたっても注意深く高木家の顔を立てているのである。

- (49) 「大川通御取払場見分出役方之儀当年改革御掛合御用留出役迄之日記」天保10年（1839）8月8日条（高木E-3-(1)-3202-12～16コマ）。
- (50) 「大川通見廻御用中日記」（高木E-3-(1)-3206）。
- (51) 「川通御用日記 壺番」天保11年（1840）4月16日条（高木E-3-(1)-3215-199コマ）。
- (52) 「柴田善之丞様ヨリ川通之儀ニ付御三所様江御相談一件」天保10年（1839）10月19日条（高木E-3-(1)-3204-5コマ）。
- (53) 高木E-3-(1)-3207-と・な。この絵図は従来「天保5年頃、笠松代官所の役人が使用していたと推定される絵図」（笹本正治・桐原千文「高木家文書にみる水論と治水」（木曾三川～その流域と河川技術編集委員会・社団法人中部建設協会編『木曾三川～その流域と河川技術』建設省中部地方建設局、1988年、p.338）や、「原図は代官所で作成されたもので」（前掲注（12）名古屋大学附属図書館編書p.4）等と紹介されてきたが、これは『高木家文書目録』が表題の「天保十亥年御用序笠松ニ而見及び置候濃勢尾州川筋絵図写式枚之内」にある「御用序」を「御用席」と誤読したことに起因する誤解である。本文で述べたようにこの絵図自体は、天保10年（1839）に美濃郡代が河川調査の結果に基づいて作成した絵図を、高木家にも提供するために転写したものである。なお、西高木家においてこれをさらに転写した絵図も伝来している（高木E-3-(1)-3211-あ・い）。
- (54) 「川通御用日記 壺番」天保11年（1840）4月25日条（高木E-3-(1)-3215-208・209コマ）。
- (55) 「川通御用日記 壺番」天保11年（1840）4月27日条（高木E-3-(1)-3215-222～230コマ）。
- (56) 「川通御用日記 壺番」天保11年（1840）5月26日～6月8日・無日付・6月7～13日条（高木E-3-(1)-3215-243～246・250・270～285コマ）。
- (57) 「川通御用日記 壺番」天保11年（1840）6月12日条（E-3-(1)-3215-283コマ）。
- (58) 「川通御用日記 式番」天保11年（1840）9月28日条（高木E-3-(1)-3271-79コマ）。
- (59) 「大川通御取払場立会見分出役中手控」天保11年（1840）10月24日条（高木E-3-(1)-3281-30コマ）。
- (60) 「川通御用日記」天保13年（1842）8月12日条（高木E-3-(1)-3341-293コマ）。
- (61) 「川通御用日記」天保13年（1842）11月条（高木E-3-(1)-3341-318コマ）。
- (62) 東治水132-12～19。
- (63) 杉本史子「『百姓公事』の位置」（『領域支配の展開と近世』山川出版社、1999年。初出は1996年）。
- (64) 「川通御用手日記」寛政12年（1800）9月14日条（高木E-3-(1)-2570-67～69コマ）。
- (65) 「川通御用手日記」寛政13年（1801）正月17～21日条（高木E-3-(1)-2570-96～106コマ）。
- (66) 「濃州尾州勢州川筋水行直等其外宮棗名渡海路御普請御用掛御姓名写壺冊村名御場所割帳壺冊、御見廻被蒙仰候ニ付問合書附紙有之写壺冊、御普請御場所写絵図面式枚、人馬船継場絵図壺枚、箇所帳廿壺冊并六通入、御先触帳一冊（紙袋）」（高木E-3-(1)-2574-あ～は）。
- (67) 「川通御用手日記」享和元年（1801）3月29日条（高木E-3-(1)-2570-133・134コマ）。
- (68) 「川通御用手日記」享和元年（1801）4月2～5日条（高木E-3-(1)-2570-135～151コマ）。
- (69) 「川通御用手日記」文化12年（1815）12月3日条（高木E-3-(1)-2692-313～315コマ）。
- (70) 「川通御用手日記」文化12年（1815）12月9～15日条（高木E-3-(1)-2692-331～356コマ）。
- (71) 「川々人馬継写」（東治水137-2-1）。
- (72) 「濃州尾州勢州川々御普請所村分ヶ絵図写」（東治水E-3-1-208）。
- (73) たとえば天保6年（1835）4月25日付書状で高木家へ貸与中の絵図の返却を求めた堤方役野々

村三郎右衛門・戸沢助太夫は「尤当方ニ而認候義ハ心易キ御事ニ御座候得とも、彼絵図ハ村方より差出候絵図面ニ而、出府ニ付入用候間、此段御承知可被下候」と述べており、自分たちにとって絵図の作成は技術的に容易であること、しかしそれでも江戸における審議で使用される絵図は村から提出されたものでなければならないことを述べている（「川通御用日記」天保6年（1835）4月26日条（高木E-3-(1)-3052-68・69コマ））。

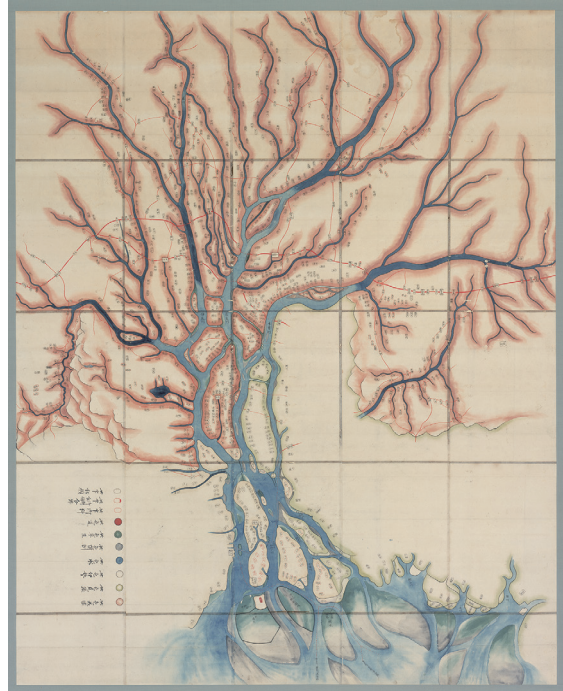
- (74) 本文で取り上げた事例以外にも、川通役・堤方役が絵図を作成した事例として、天保6年（1835）に川通役が転写した御普請所絵図・人馬舟継場絵図（「川通御用日記」天保6年（1835）10月24・25日条（高木E-3-(1)-3052-260・261コマ）、「〔濃州・勢州川々普請所絵図〕」（東治水132-2）、「〔勢州川々普請絵図〕」（東治水132-3）、嘉永3年（1850）に川通役が笠松へ出張したものの写すべき絵図が持ち出されており、後日堤方役の戸沢弾次郎が作成・送付してくれた絵図（「川通御用日記」嘉永3年（1850）12月24日条（高木E-3-(1)-3609-224コマ）、「〔川々普請絵図〕」・「濃勢尾州川々御普請ニ付継場絵図」（高木E-3-(1)-3640-あ・い））などが確認できる。
- (75) 「川通御用仮手日記」文化4年（1807）3月4・10日条（高木家E-3-(1)-2602-202～210コマ）。
- (76) 秋山晶則「近世河川災害と地域の対応」（『歴史評論』806、2017年）p.46。
- (77) 個人蔵津島市渡邊家文書30-279-1-1。愛知県史による調査写真を所蔵者の許可を得て愛知県公文書館にて閲覧・複写。
- (78) 「川通御用手日記」文政3年（1820）10月19日条（高木E-3-(1)-2889-166コマ）。
- (79) 「川通御用手日記」文政3年（1820）11月18・19日条（高木E-3-(1)-2889-178～181コマ）。
- (80) 「伊勢国海口新開一件 乾」（西尾市岩瀬文庫所蔵17-8-1）。
- (81) 「川通御用手日記」文政6年（1823）10月6日条（高木E-3-(1)-2894-39～41コマ）。
- (82) 「川通御用手日記」文政6年（1823）10月7日条（高木E-3-(1)-2894-41～43コマ）。
- (83) 「川通御用手日記」文政6年（1823）10月14～17日条（高木E-3-(1)-2894-46～49コマ）。
- (84) 「川通御用手日記」文政7年（1824）正月晦日条（高木E-3-1-2897-10・11コマ）。
- (85) 「川通御用手日記」文政7年（1824）2月4日条（高木E-3-1-2897-15～18コマ）。
- (86) 「川通御用手日記」文政7年（1824）2月5日条（高木E-3-1-2897-29コマ）。
- (87) 「川通御用手日記」文政7年（1824）2月11日条（高木E-3-1-2897-38コマ）。
- (88) 「川通御用手日記」文政7年（1824）3月28日～4月3日条（高木E-3-1-2897-118～149コマ）。
- (89) 「川通御用手日記」文政7年（1824）4月8～12日条（高木E-3-1-2897-161・162コマ）。
- (90) 「川通御用手日記」文政7年（1824）4月13～17日条（高木E-3-1-2897-162・163コマ）。
- (91) 「川通御用手日記」文政7年（1824）3月28日条（高木E-3-(1)-2897-131・132コマ）、「川通御用手日記」文政8年（1825）5月22日条（高木E-3-1-2901-50～52コマ）。なお石田村猿尾は当初四本存在したが、その後一番猿尾が消失したため、残った二～四番を一～三番と称することがある（「川通御用日記」嘉永4年（1851）2月1日条（高木E-3-(1)-3638-61・62コマ））。
- (92) 「川通御用手日記」文政7年（1824）4月1日条（高木E-3-1-2897-141コマ）。
- (93) 「川通御用手日記」文政6年（1823）11月20日条（高木E-3-(1)-2894-62コマ）。
- (94) 「川通御用手日記」文政6年（1823）11月21日条（高木E-3-(1)-2894-67コマ）。
- (95) 川通役見習就任については「川通御用手日記」文政5年（1822）12月22日条（高木E-3-(1)-2893-148コマ）、「御家中士帳并御役付」文政6年（1823）4月（高木C-1-(3)-16-5コマ）。改名については「川通御用手日記」文政6年（1818）5月15日条（高木E-3-(1)-2894-32コマ）、「川通御用日記」文政9年（1826）11月20日条（高木E-3-(1)-2912-258コマ）。
- (96) 「川通御用手日記」文政6年（1823）11月21日条（高木E-3-(1)-2894-62～64コマ）。
- (97) 「宝永年中大川通御取払場村順控」（高木E-3-(1)-2896-9～12コマ）。なお、文政11年（1828）にも同様の事件があったが、この時は三和自身による先例の提示に加え、西家当主高木修理の後押しもあり、三和は東家川通役山田可也とともに出役しており（「川通御用日記」文政11年（1828）

9月18日条（高木E-3-(1)-2919-163～167コマ）、「宝永年中大川通御取払場村順控」の末尾にはこの事例が追記されている。

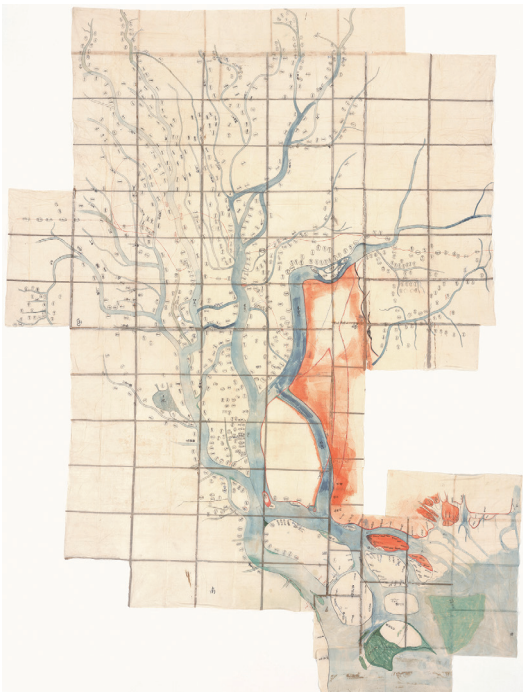
- (98) 「此袋之中之御書付類者宝暦二申年川々御普請之節私領方ヨリ出候下目論見ヨリ相見へ候外御反古之中ヨリ見出し川通御用長持江納置候事（紙袋）」（高木E-3-(1)-6182）。
- (99) 「川通御用手日記」文政6年（1823）11月21日条（高木E-3-(1)-2894-67コマ）。
- (100) 「川通御用手日記」文政7年（1824）正月条（高木E-3-(1)-2897-4～6コマ）。
- (101) 伊藤孝幸『交代寄合高木家の研究』（清文堂出版、2004年）、西田真樹「天保年間の尾張藩と交代寄合高木家」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究 第二篇』清文堂出版、2004年）。
- (102) 「柴田善之丞様ヨリ川通之儀ニ付御三所様江御相談一件」天保10年（1839）10月19日条（高木E-3-(1)-3204-20コマ）など。
- (103) 「壱番川通御用日記」慶応2年（1866）8月12日条（高木E-3-(1)-4219-257コマ）。



【絵図①】〔木曾三川流域大絵図〕
名古屋大学附属図書館所蔵
高木家文書E-3-(1)-6271 重要文化財



【絵図②】〔木曾三川流域大絵図〕
名古屋大学附属図書館所蔵
高木家文書E-3-(1)-6267 重要文化財



【絵図③】〔木曾三川流域大絵図〕
名古屋大学附属図書館所蔵
高木家文書E-3-(1)-6268 重要文化財



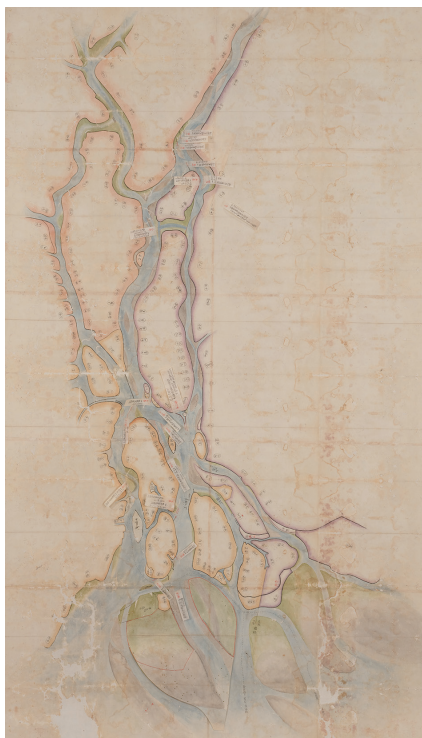
【絵図④】〈濃州尾州勢州〉大小川々絵図
西尾市岩瀬文庫所蔵 寅-158



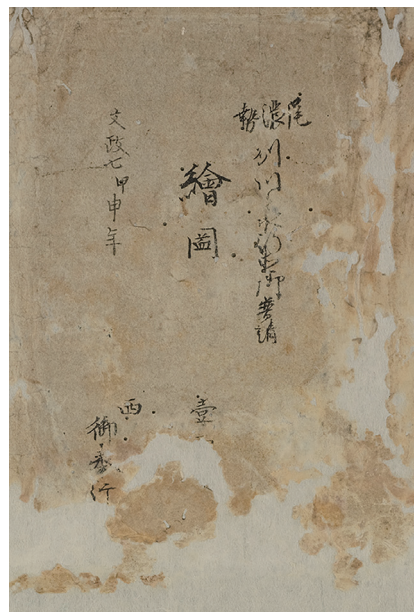
【絵図⑤】水行直御普請并海口新開場絵図
岐阜県歴史資料館所蔵
美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書2.01-78-5



【絵図⑥】〔三川流域普請目論見絵図〕
名古屋大学附属図書館所蔵
東高木家治水文書132-21

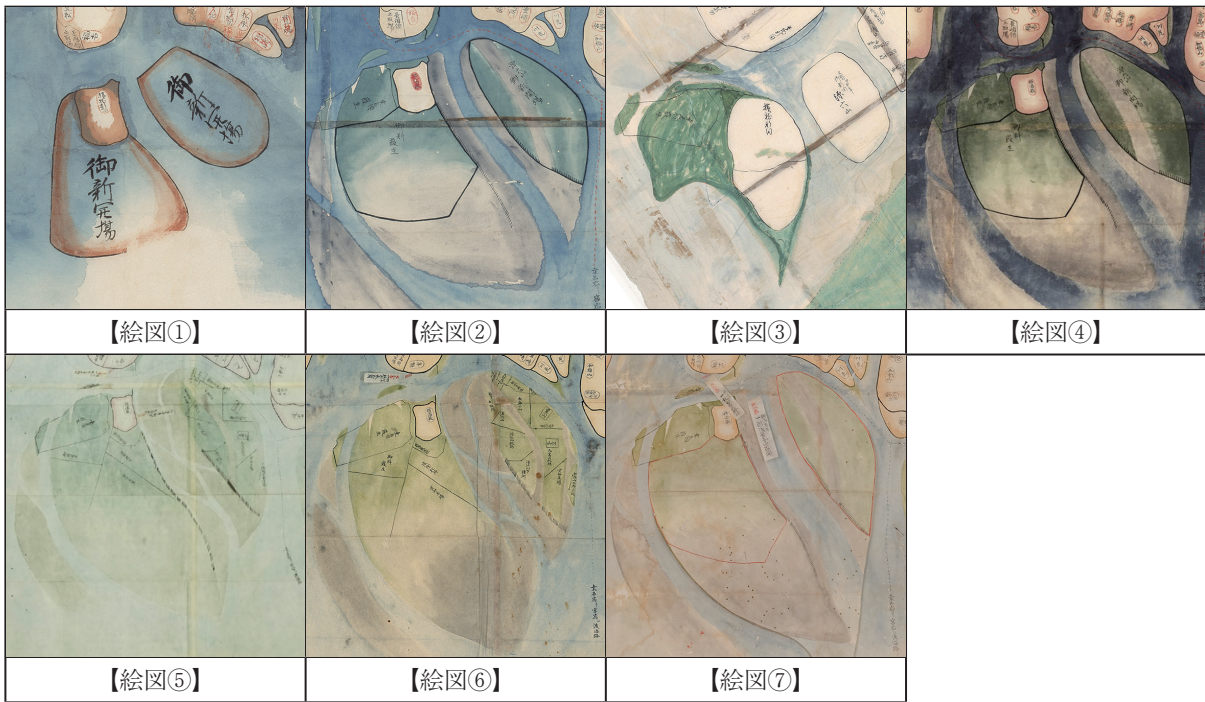


【絵図⑦】尾濃勢州川々水行直シ御普請絵図
名古屋大学附属図書館所蔵
高木家文書E-3-(1)-2900 重要文化財









【絵図⑦附】紙袋
名古屋大学附属図書館所蔵
高木家文書E-3-(1)-2900 重要文化財

【表②】各絵図源緑輪中・老松輪中比較表






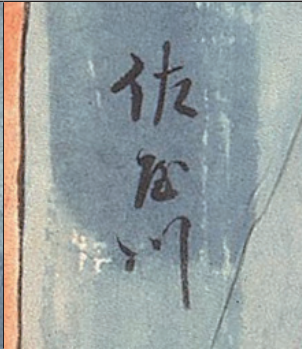
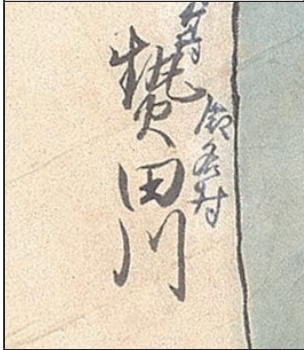


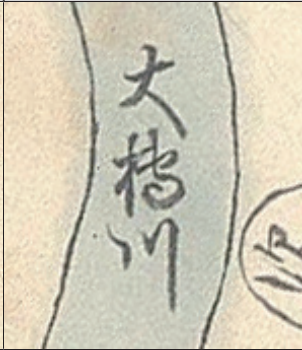
【表③】川通役筆跡比較表

伊東幾右衛門				三和六左衛門			
	川通御用先触包紙 高木E-3-(1)-4786-う ※写真は右端が切れている。	川通御用日記表紙 (文政4年) 高木E-3-(1)-2892	川通御用日記表紙 (文政6年) 高木E-3-(1)-2894		川通御用先触包紙 高木E-3-(1)-4796	川通御用日記表紙 (文政7年) E-3-(1)-2897	川通御用日記表紙 (文政9年) E-3-(1)-2912

【表④】各絵図筆跡比較表



【表⑤】 絵図③筆跡比較表

			
(a) 木曾川A	(b) 木曾川B	(a) 佐屋川A	(b) 佐屋川B
			
(a) 熱田川	(b) 筏川	(a) 仏師川	(b) 大樽川